明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（内閣府・厚生労働一）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務九二）　二
○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（財務六四）　三
○健康保険組合の合併を認可した件（厚生労働三二）　三
○健康保険組合の名称を変更した件（同三三）　三
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三四）　三
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（経済産業三九）　四
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（同四〇～四二）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一六四、一六五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一六六、一六七）　六
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五四）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局三八～四〇）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局七二）　八
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局四〇）　九
○道路に関する件（九州地方整備局三五、三六）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　環境省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔資料〕
閣議決定等事項　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付、公示送達、国営東条川土地改良事業（維持管理）地区の鴨川ダムの管理規程、国営東播用水土地改良事業（維持管理）地区の川代ダム、大川瀬ダム及び呑吐ダムの管理規程、国営加古川西部土地改良事業（維持管理）地区の糀屋ダム、高田頭首工、大屋頭首工、柳頭首工及び赤坂頭首工の管理規程関係　一一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、承認援助関係　一二
会社その他　一三

府令・省令

○内閣府・厚生労働省令第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十五年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

（介護保険法施行規則及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の特例）

第一条　総合特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域（以下「地域活性化総合特別区域」という。）内において地域の活性化のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下この条において同じ。）の整備を推進する事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画（法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定（法第三十八条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域活性化総合特別区域指定訪問リハビリテーション事業所（当該地域活性化総合特別区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）若しくは診療所（同条第二項に規定する診療所をい